

風景計画研究 応募規則

2018年2月9日制定

第1条（目的）

この規則は、公益社団法人日本造園学会風景計画研究推進委員会（以下「本委員会」という）が風景計画研究の募集を行うにあたっての必要な事項を定める。

第2条（風景計画研究の内容）

風景計画に関する計画、デザイン、分析、調査、制度、事業等についての「事例報告」、「調査報告」「研究速報」「論説・評論」であり、新規性や速報性、重要性が認められるものを募集する。

第3条（既発表であっても投稿できる範囲）

1)著者（共同著者を含む）が公益社団法人日本造園学会各支部大会（以下「支部大会」という）で既に発表した報告は、その旨を原稿中に明示することによって投稿できる。ただし、著者が著作権を有する等、応募に際して支障のないものに限る。

2)著者が既に発表した研究は、そのままでは投稿できない。ただし、既発表で割愛した詳細な情報を掲載したもの、内容をより分かりやすく解説したもの、内容をさらに深化させたもの等、既発表報告を補う報告はその旨を原稿中に明示することによって投稿できる。

第4条（重複応募の禁止）

同一の報告を他学会等の梗概などに同時に投稿することすなわち重複応募は認められない。

第5条（応募資格）

掲載時に、著者のうち1名以上が本学会個人会員となっているもの。

第6条（原稿）

原稿の執筆に係る細目は、別に定める。

第7条（原稿の提出等）

応募に係る細目は、別に定める。

第8条（採否）

1)採否は、本委員会が審査（以下、形式審査という）を行い、著者に通知する（英文論文の場合でも通知書は日本語で記述する）。審査は、商業広告を目的とするもの、個人の誹謗中傷にあたるもの、社会倫理に反するもの、執筆要領を大幅に逸脱しているもの等の排除を目的とし、内容については原則的に審査を行わないが、必要に応じて修正を要求する場合がある。

2)形式審査により本委員会が修正要求・修正希望を行った場合には、著者は指摘された事項に適切に対応すること。形式審査により、修正を指摘された原稿については、通知日より1ヶ月以内に改訂原稿が提出されない場合、審査を終了する。

第9条（規程の改正）

この規則は、本委員会の議決により改正することができる。